





# 『建設工事等における外来種対策指針-母島版-』の作成について (令和4年度修正版)

## 1. 指針作成の背景

- ①既存マニュアルの統合：現在、行政機関、事業、エリアごとに個別のマニュアル等が策定されており、統一的なルールがない。
  - ②母島に限定したマニュアルの作成：母島に限定したマニュアル等はなく、より母島に即した配慮事項を整理する必要がある。
- ⇒母島部会において、母島の公共事業に特化した新たな指針を取りまとめ。



## ■R3 年度母島部会でいただいたご意見と R4 年度検討における対応方針

※指針の位置付け、作成方針に係るもののみ抜粋

R3 年度母島部会でいただいたご意見	R4 年度の対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針は活用されなければ意味がなく、理想を参照しながら現実を探る方針でやらざるを得ないのではないかと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用される、実行性のある指針の策定を目指し、試行実験の実施を含む、内容の精査を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の指針との関係性をよく整理する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全てのマニュアル類を統合し、それらの上位に位置する指針を策定しようとする場合、実行性の担保が難しい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の案には島内での拡散についての記載も多く含まれているため、母島への侵入に限るのであれば、もう少し内容を減らせるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①既存マニュアルの統合よりも、②母島に限定したマニュアルの作成に力点を置き、既存マニュアルとの関係性を再整理する。</li> <li>・なお、②母島に限定したマニュアルの具体的なポイントは、「プラナリア類を主とした外来生物の侵入防止対策」とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針では大枠として気を付けることを提示し、より具体的内容については、個別の事業者から守るべきと思うことを提案してもらった方が良いのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針としては公共工事等における留意事項を定めることを想定するが、指針作成や運用の過程では、母島の自然環境の状況や、外来種対策の考え方の説明も重視し、事業者からの提案事項があれば取り入れていくことを検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種対策実施にかかる経費の積み増しについては、今後の重要な検討課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試行実験を通して、必要経費等の参考情報を整理する。</li> </ul>

## 2. 指針の目的、対象、運用イメージ（案）

【目的】母島への新たな外来種の侵入・拡散を防止する

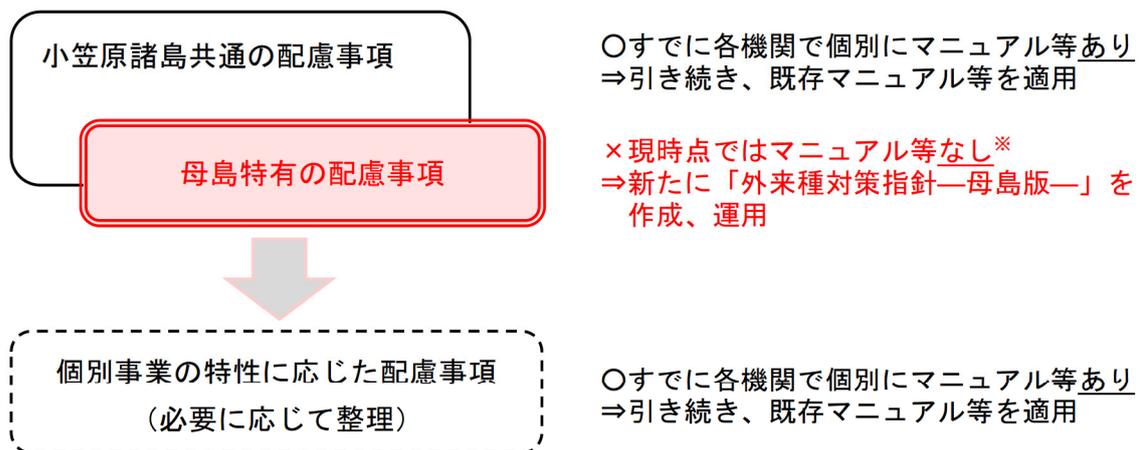
【対象者】公共事業、民間工事に携わる事業者 等

※指針の主な読み手は現場代理人等の責任者を想定する。その他作業員に対しては、講習会を通して指針の内容を理解いただく。

【対象地域】母島

【指針の運用イメージ】

- ・母島で実施されるすべての公共事業、民間工事を対象とした共通指針。
- ※特に、母島ならではの留意点である「プラナリア類を主とした外来生物の侵入防止対策」について整理。その他、すでにマニュアル等が存在する小笠原諸島共通の配慮事項、個別事業の特性に応じた配慮事項については、各機関の既存マニュアル等に拠る。
- ・環境省だけでなく管理機関として策定し、各機関の業務仕様書に共通して添付されることを想定。
  - ・指針の形骸化を防ぐため、工事を受注する業者の担当責任者や担当者に対して、講習会を実施することを検討中。

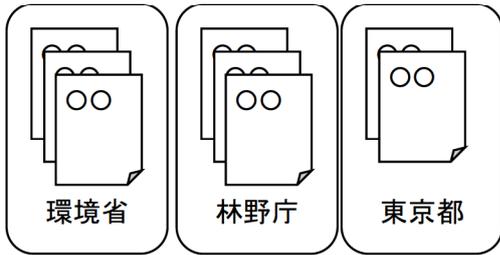


※「平成 27 年度小笠原諸島外来プラナリア類の侵入・拡散防止に関する対応方針」に、「母島におけるプラナリア類対応手法行動マニュアル【未然防止編】」に母島における対応事項は記載あり。ただし、公共事業に関しては今後必要な取組として、「共通仕様書・環境配慮指示書の検討」などが挙げられている。

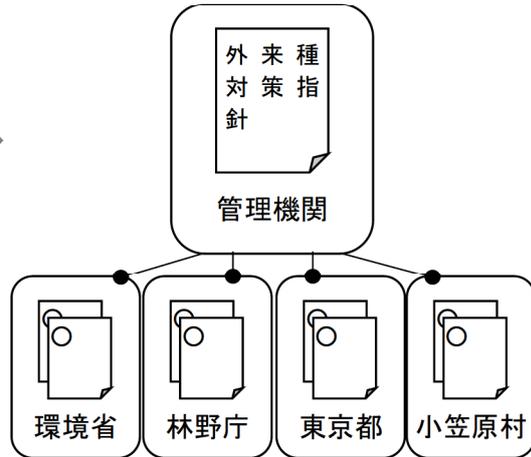
図 既存マニュアルとの関係性（イメージ）

■令和3年度までの考え方

<現状>



<今後>

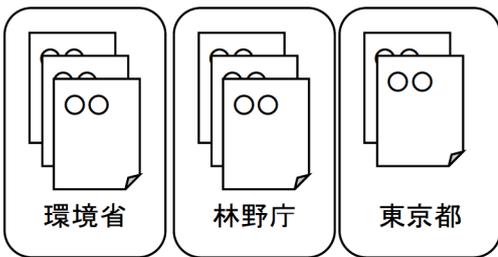


- ・行政機関、事業、エリアごとに個別のマニュアルが存在

- ・発注主体を超えた共通指針として、管理機関で「外来種対策指針」を策定
- ・その他、属島での対応や、事業の特性に応じて個別に定めるべき事項については、適宜各機関で整理

■今年度修正案

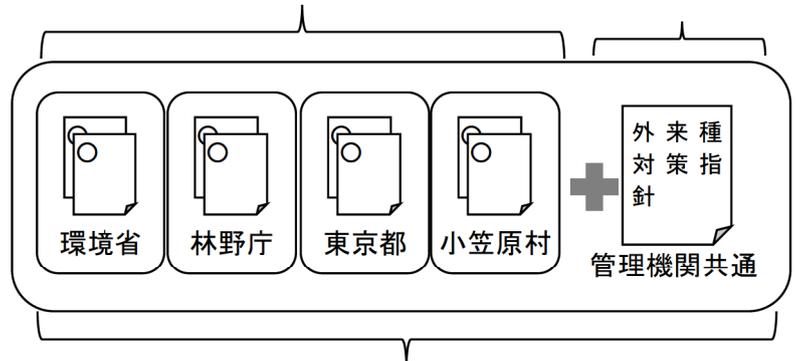
<現状>



<今後>

小笠原諸島共通の配慮事項、個別事業の特性に応じた配慮事項等を整理

母島特有の配慮事項を整理



各機関のマニュアル等と外来種対策指針-母島版-をセットで運用

- ・行政機関、事業、エリアごとに個別のマニュアルが存在
- ⇒母島の公共工事における外来種に特化したものはなく、小笠原諸島共通の配慮指針、個別事業ごとの特記仕様書等によって対応

- ・母島特有の留意点をまとめた共通指針として、管理機関で「外来種対策指針-母島版-」を策定
- ・小笠原諸島共通の留意事項や、属島での対応、事業の特性に応じて個別に定めるべき事項については、適宜各機関で整理

### 3. 指針作成にあたっての基本方針

- ・指針の実効性を担保するため、まずは現実的に取り得る対策を整理する。

※ただし、理想的な対策についても「参考情報」として紹介し、作業員等の意識醸成、さらには将来的なルール化の布石とする。

- ・「現状を踏まえ、現実的に取り得る対策」について、整理すると下記のとおりとなる。

**課題** 建築資材等を島外から持ち込むことによる、新たな外来種の侵入防止

**理想的な対策**

- ・可能な限り新品の資機材を使用する。
- ・新品でない場合や疑わしい場合は、母島移入前に（内地、父島で）燻蒸や洗浄を行い、外来種移入リスクを低減させた上で移入する。

**現状**

<資機材の移入状況>

- ・車両や機材については、毎回新品を用意することはほぼ不可能。
- ・資材についても、梱包の状態によっては、製造や輸送の過程で外来種が移入するリスクがあり、理想を追求すれば、多くの資材について燻蒸や洗浄が必要ということになる。
- ・母島へ持ち込まれる資機材は、全て港経由で搬入される。

<搬出地（内地）の状況>

- ・内地側の対応は資機材及び受注者等により、点検や洗浄等の対策に必要な設備、土地、人員を確保することが難しい場合がある。
- ・搬出地は東京港に限定されず、全国各地の搬出元で対策の実施の協力を依頼することは現実的ではない。

⇒現時点では、内地において一律の点検・洗浄等の対策を求めることは難しい。

<搬出地（父島）の状況>

- ・内地同様、一律の点検・洗浄等の対策は難しいが、内地に比べて対策の意義等は発信しやすい。

⇒母島に搬出するものについて、目視点検や洗浄等の対策の普及を進めることは考えられる。

<搬入地（母島）の状況>

- ・洗浄等に必要な設備、土地の確保が困難。
- ・内地に比べて対策の意義等は発信しやすい。

⇒特別な設備等が不要な目視点検等の対策実施は考えられる。洗浄等の対策実施には課題があるが、現状の設備で実施できる範囲での対応を検討する。

**現状を踏まえ、現実的に取り得る対策**

① 調査、計画、設計段階

- ・搬出地（内地・父島）からの外来種侵入防止対策（高リスク地域の把握等）
- ・チェック体制の構築（チェックリストの作成等）

② 施工準備

- ・搬入地（母島）における目視点検の徹底、外来種侵入防止対策等
- ・資機材の移動・保管時の外来種再侵入リスクの防止
- ・講習会の受講

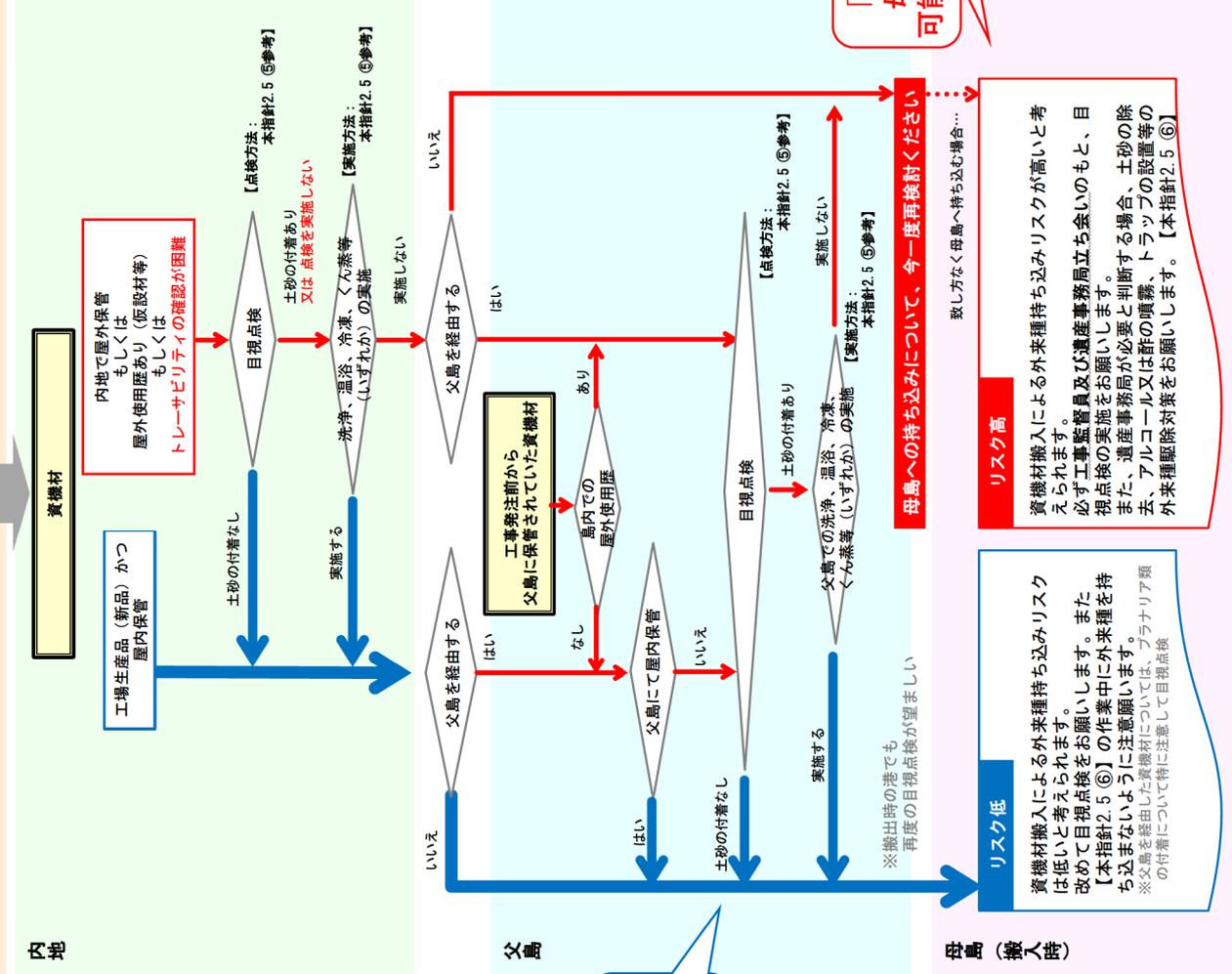
③ 工事

- ・外来種発見時の速やかな対応（捕獲、報告、情報共有等）

# ■ 外来プラナリア類を主とした 外来種の侵入リスク評価フロー

- 注1：遺産事務所とは、以下の機関をいう
- ・ 環境省小笠原自然保護官事務所、母島自然保護官事務所
  - ・ 林野庁小笠原諸島森林生態系保全センター
  - ・ 東京都小笠原支庁土木課自然環境担当
  - ・ 小笠原村環境課自然環境係
- 注2：以下のものを持ち込む際は、このフローによらず条例やルールに従って対応する
- ・ シロアリ等の対象となる材木や植栽用樹木等
  - ・ ははの場の対象となる土付き苗

- 事前準備
- ・ 講習の受講【本指針2.5②】
  - ・ 資機材の選定・調達準備【本指針2.5③】
  - ・ 施行計画策定時のトレーサビリティの確保【本指針2.5④】
- \* 事前準備の段階で本フローを活用してどの対策が必要か要チェック



可能な限り「リスク低」の  
状態で母島へ持ち込めるよう、  
内地・父島での対応を  
お願いします。

「リスク高」の状態での  
母島への持ち込みは、  
可能な限り避けてください。  
※やむを得ない場合を除く

**リスク高**

資機材搬入による外来種持ち込みリスクが高いと考  
えられます。必ず工事監督員及び遺産事務所立ち会いのもと、目  
視点検の実施をお願いします。  
また、遺産事務所が必要と判断する場合、土砂の除  
去、アルコール又は酢の噴霧、トラップの設置等の  
外来種駆除対策をお願いします。【本指針2.5⑥】

致し方なく母島へ持ち込む場合…

**リスク低**

資機材搬入による外来種持ち込みリスク  
は低いと考えられます。また  
改めて目視点検をお願いします。また  
【本指針2.5⑥】の作業中に外来種を持  
ち込まないように注意願います。  
※父島を経由した資機材については、プラナリア類  
の付着について特に注意して目視点検

- (島内移動・  
保管)
- ・ 適切な梱包の実施、運搬ルート・保管場所の選定等【本指針2.5⑦】
  - ・ 外来動植物発見時の記録、報告【本指針2.5⑧】